参議院農林水産委員会／2011 年 5 月 31 日

【主な質疑項目】
１．福島原発から離れた神奈川の茶や岩手の牧草でセシウムの検出について
２．お茶から放射性物質が検出されたことについて
３．たばこの損害賠償対策について
４．原発事故の収束に向けた行程表について
５．ＴＰＰについて
６．ＥＵとのＥＰＡ予備交渉協議開始について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。本日は、農林水産大臣始め皆さんに意見交換をさせていただきます。

最初に、今、東電の福島原発から南へ三百キロ離れた箱根の麓の足柄のお茶から暫定規制値以上のセシウムが出たということでありますし、それからさらに、北へ三百キロ離れております盛岡の岩手山の麓の牧草からも規制値を超えるセシウムが出たということであります。一体どこまでの広がりがあるんだという心配が生産者の間からもうほうはいとして起こってきているわけでありますし、同時にまた大変な不安ですし、憤りもいっぱいであります。

それでお聞きしたいわけですが、お手元に今日は写真を出さしてもらいました。この写真、実は誠に面目ないのですが、この写真を見たのはこの爆発が終わった後の、一か月ぐらいたってからなんですよ、私。これまではこうした写真を見ておりませんでして、建屋からもくもくと白い蒸気が上がるというぐらいの写真しか見てなかったわけでありますけれど、ところが、いや、もっと爆発があるよということを教えていただいて、早速これはユーチューブから取りました。

もちろん、その後も深夜、朝方の三時だったですかね、これはＢＳ、民放のＢＳのニュースでも深夜流していましたから、ああ、何だと、我が国でも民放放送で一部流しているということはあるのかというふうに思いましたが、昼日中この映像を見ることはまず私はなかったように思うんです。一体、やっぱりこれだけの爆発があったとすれば、これは大変なことなんだと。当然、外国の皆さんもこの動画をずっと見ておられるわけですから、そうすると、おい、日本ではえらい大変なことが起こっているんだぞということが、日本に来日される皆さんがもう圧倒的に減少しているということ等々、それからヨーロッパやアメリカの皆さん、欧米の外国の皆さんの危機感がこの映像からきている。そして、これが

多分実態だというふうに思うんです。
　一体、なぜこの映像が我が国のテレビ等の映像で出ないんですかね。これ、隠しているということはあるんですか。それとも、テレビ会社は自粛しているんですかね。これを原子力安全・保安院にお聞きしたいと思います。松下副大臣お見えですから、是非お聞きしたい。

○副大臣（松下忠洋君）
　三月十四日にこの福島第一原子力発電所の三号機の水素爆発が起こりました。私もこれはテレビで見ておりました。その直後、福島に飛んだんですけれども、当時は国内のテレビ局において報道されたというふうに承知しております、私も現実にそれ見ましたから。この映像はその国内テレビ局によって撮影されたものでございますが、政府としては当該この爆発を撮影しておりませんで、この映像について公表はしていないということでございます。

○山田俊男君
　副大臣、そうすると、我が国の民間のテレビ局は、自分で撮影したんだけれども、これを放映するのを控えているんですかね。これはどんなふうに受け止めておられますか。ほとんど出ませんよね。

○副大臣（松下忠洋君）
　政府は関与しておりません。民間放送の中で定点で、望遠で撮影されたものと思っていますから、その民間の放映された映像をユーチューブ等で自由に放映しているんじゃないかなと、そう考えていますけれども、政府は関与していません。

○山田俊男君
　私も、わざわざ事を荒立てて、こういうことだこういうことだと言うつもりはありません。しかし、要は三百キロ離れた地点からお茶や牧草から出ているということのこの危機感といいますか、広がりといいますか、そのことをやっぱり十分念頭に置いて物事を考える、進めていくということが必要だと、こんなふうに考えているわけです。
ところで、ＳＰＥＥＤＩです、これは文部科学省が仮定予測計算という形でお出しになっている。ただ、放射性物質の拡散の状況をより有効な放出情報を得られなかったので、あくまで仮定計算になっているんだよという話になっているわけですけれども、その計算されている皆さんか

らとって、専門家から見て、一体三百キロ離れたところからこういうことで出現するということはもう想定されているんですかね。想定内の話なんですか、それとも、いやいや大変だぞという話なんですか、それをお聞きします。文部科学省。

○政府参考人（伊藤洋一君）

放射性物質の事故による拡散状況についてのお尋ねだというふうに理解させていただきます。文部科学省におきましては、福島第一原発周辺の放射性物質の拡散状況を把握するため、様々な手法を駆使いたしまして環境のモニタリングをしているところでございます。全国的な広がりにつきましては、各都道府県に委託しまして環境放射能のモニタリングを行っておりまして、大気中から降ってくる、降下する放射性物質を含むちり、ダストの放射能濃度につきまして、事故後の三月の十九日以降毎日定期的に確認し、公表しているところでございます。

この中で、事故後のセシウム１３７の降下状況につきまして幾つかの地点でちょっと申し上げさせていただきますと、例えば、神奈川県では三月の二十一日に一平方キロメートル当たり二百十メガベクレル、静岡では三月の二十二日に一平方キロメートル当たり七十二メガベクレル、また、岩手県では三月の二十一日に一平方キロメートル当たり六百九十メガベクレルという濃度の放射性物質が検出されたところでございます。このような形で広がりを見せているところでございますけれども、文科省といたしましては、各県にお願いしましてこういったデータを集め、公表しているところでございます。

○山田俊男君

資料の二枚目に放射性物質の拡散状況ですね、これ、ＳＰＥＥＤＩ等の情報も得ながら、これは国際・地球環境・食糧問題に関する調査会で我々がお呼びした参考人の星先生からの資料でありますけれど、これ見てもらっても、こういう形での拡散があるわけですが、この中心の拡散がずっと箱根の山まで広がっていると、こういう想定は当然あり得ると、数字が出ているんだからそうだということですか。これぐらいの広がりを持ったものになっているというふうに見ていいのかどうか、これは専門家の意見を聞きたいです。

○政府参考人（伊藤洋一君）

文部科学省におきましては、ただいま申し上げましたように、各都道

府県におきます環境放射能モニタリングのデータを集め、公表しているところでございますが、これ以外にも、発電所周辺の二十キロ以遠におきましてモニタリングカーによるデータの捕捉、それからアメリカのエネルギー省と連携いたしまして航空機によるモニタリング、こういった手法を駆使いたしまして、放射性物質による汚染の広がり、これについて確認しながら公表しているところでございます。

先ほど申し上げました都道府県の環境モニタリングの結果によりますと、静岡県も含めまして広く東北・関東エリアにおいて放射性の降下物があるということについて確認しているところでございます。ただ、それは、先ほどお話のございましたＳＰＥＥＤＩというような形での予測ではございませんで、実測値でそういった広がりを確認しているということでございます。

○山田俊男君

実測値で出ているということであれば、もっと事態は深刻であろうかというふうに思うわけです。

ところで、三月の十四日にこれ爆発があったわけですね。そして、三月の二十一日に実測値でこうした数値が神奈川県や静岡県でも出ていますよというお話があったんです。そうすると、これは大気中に放射性物質はまだ残っているし、それから、今も場合によったら東電の原発は、これは今も放出しているし、そうすると、梅雨や台風でもっと遠くへ拡散するということもあり得るというふうに見ていいのかどうか、この辺も大変心配であります。とりわけ、これから果物が夏場に従いましてずっと出てくる、その果物にこれらの放射性物質が含まれているということになったら、これはこれで大混乱であります。

石川迪夫さん、日本原子力技術協会最高顧問でありまして、二十七日の予算委員会で我々も参考人の御意見としてお聞きしました。今日ここにいます我が党の長谷川委員の質問に答えまして、炉心溶融の事態にあるけれども、気体放出、放射能の放出は既に出尽くしたと考えられ、チェルノブイリのような大気圏を巻き込むような大汚染にはならないだろうというふうにおっしゃっているわけですが、しかし、高濃度汚染水の扱いは大変だというふうにもおっしゃっておられるわけであります。

一体、これからもっとこの放出が想定されるのか。それから、いや、そうじゃなくて、先ほど言いましたように、もう既に放出されたものが大気中に残っていて、そしてこれが降下してくるんだ、そういう形でこの放射性物質の拡散が今後とも更にあり得るというふうに見ていくんで

すか。それとも、徐々に収まっていくというふうに見るんですか。原子力安全・保安院、松下副大臣ですか、よろしいですか。

○副大臣（松下忠洋君）

四月の十七日に東京電力が工程表を発表しました。三か月の間にとにかく冷温状態にして、とにかく安定させる、冷やすということを成功させると。その後、今度は三か月から六か月かけて放射能をしっかりと我が手元で管理できるという仕組みにするという、この基本的な方向は変わっておりません。その間、メルトダウンしたのではないかというようなこともあり、それも確認したという報道もなされていますけれども、とにかく冷やして、冷温、冷たい状況にして冷やして、そこで安定的な状態にしていくということは変わっていませんので、その限りにおいては新しく水素爆発が起こる、あるいは再臨界が起こるということはないし、新しくそういうものが出てくるということはないというふうに我々は聞いております。ですから、その意味においては私は心配ないと、そう考えております。

○山田俊男君

今、副大臣から工程表のお話が出ました。私も工程表をずっと見させていただいておりますが、三か月で冷温、水棺という状況をつくっていきたいということでありまして、さらにそれからプラスして三か月だったり六か月だったり、合わせると一年ぐらいの間に石棺というんですか、そっちの方へ持っていきたいと。しかし、この一年たちましてもそこにそれぞれリスクがあるわけですね。数えてみましたら、リスクが九つある。その九つあるリスクをちゃんとクリアしなかったらこの石棺まで行き切らないわけですね。

一体、その克服について当然のこと全力を上げていかなきゃいかぬわけで、全力を上げた上で、しかし全力を上げつつも、現在はそんな極端な話、爆発みたいな話は生じないんだと、改めて放射能を大拡散させるみたいな事態は生じないんだというふうに見られるのか見られないのか、それとも、いや、リスクいかんによっては大爆発があり得て、そのことで大変な拡散がもう一回あり得るよというふうに見るのか、そこは物すごく大事なんであって、やはり現在の事態をどんなふうにちゃんと国民に知らせるか、とりわけ生産者なんかに知らせるというのは物すごく大事だと思うんですが、その点どんなふうにお考えですか。

○副大臣（松下忠洋君）

今、山田委員がおっしゃいました大爆発という意味の中身ですけれども、我々、水素爆発、十二日と十四日にありました、そういう状態にはないと。そして、メルトダウンしているという状況から判断すると、ここで再臨界になるという、そういう可能性も極めて少ないというふうに聞いております。問題は、高濃度の汚染された水がプラントの周辺にたまっている、その水の処理が極めて大事だというふうに聞いておりまして、今そこに全力を尽くしているというふうに聞いておりますし、また、地震等でいろんな配管とか中がちょっと緩んだり、あるいは傷んだりしているかもしれない、そこから水が漏れているかもしれない、そういうことによる冷却の仕組みの変更というのはあると聞いていますけれども、そういう今おっしゃったような大爆発を起こすということはないというふうに私たちは報告を受けております。

○山田俊男君

ともかく大爆発絶対起こさない、さらに、科学的に見ても、今の状態からすると大爆発を起こすような事態じゃないというのなら、ないということをもうはっきりさせる。そのために、東電の責任だ、誰の責任だと言わないで、原子力安全・保安院が本当に責任を持ってそのことに当たるということでちゃんとやっていただきたい、こんなふうに思います。さて、厚労省の大塚副大臣にお見えいただいております。

茶葉に暫定規制値以上のものが、先ほど言いましたように検出されたわけであります。販売済みのものはもう直に回収しまして、それから新しいものは出荷しないということをそれぞれの産地で行っております。もっとも、静岡県は規制値を大きく下回った、下回ったんだけれど、しかし若干検出されているわけであります。このいわゆる風評で新茶予約のキャンセルが出ている。ドリンク原料への仕入れについても、ほかの産地へ変更するといいますか、そういう動きになっていて、取引が混乱したり価格が低迷しているというのはもう現に出ているわけであります。

ところで、お茶は飲用が基本であります。ところが、厚生労働省は五月の十六日の日に、生の茶葉の暫定規制値と同じ五百ベクレル、キログラム当たり、これを超えるものを流通させちゃいかぬというふうに通知されました。これは同時に、一次加工の荒茶についても五百ベクレルで、これは流通させちゃいけないというふうに通知されたわけであります。荒茶は直接口に入るものではないわけであります。仕上げの加工を行った上で、更にそれにお湯を掛けてその抽出液を飲用するということにな

るわけですね。もう言うまでもありません。要は、お茶の飲用の特性といいますか性格、これを全く顧みない通知になっている、規制の導入になっている、これが大きな混乱を与えているというふうに思うわけであります。一体、加工段階で乾燥して濃縮させた荒茶についての基準は必要ないんじゃないか、こんなふうに考えるわけです。ところが、ましてやこの五月十六日の通知は事務連絡でなされている。まあびっくりですね。事務連絡でこんな大事なことを連絡されて、そして地方に、生産者に大混乱を起こしている。一体、こんなことでいいんですかね。どういう観点でこれを通知されたのか。また、これ通知されるに当たって、とりわけこれは、お茶については生産段階においては農林水産省が十分な関与をしているわけでありますから、それじゃ農林水産省と十分な相談があった上でのこの通知が、通知がですよ、事務連絡がなされたのかどうか、これをお聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

大変今足下で重要な課題となっている点を御質問いただきました。まず、農林水産省とは、大臣以下、皆様方にしっかり御相談しながら今物事を進めているということは御報告を申し上げたいと思います。既に山田先生御自身もお詳しいと思いますし、委員の皆様方もお詳しいとは思いますが、お茶についての規制がなぜ難しいかということを少し、是非御理解いただきたいんですが、茶畑から取った生葉の状態、これは野菜を畑から取ったのと同じような状況でありますが、ところがお茶の場合は、先生よく御承知のとおり、それを加工して荒茶にして、製茶にして、最後はお湯で薄めて飲むと。この生茶の段階で、例えば今食品の規制として導入している基準で申し上げると、これが仮にその他の分類に入るとすると五百ベクレルでありますが、荒茶、製茶にするとぐっと圧縮されて、その状態では数倍から、物によってはもっと高い倍率のものが計測をされるわけであります。ところが、実際飲む段階では、おっしゃるとおりお湯に薄めて飲めば相当薄くなるじゃないかという中で、他の食品にはない加工、流通、そして飲用形態なので、一体このお茶についてはどういう考え方を導入すれば消費者の皆さんあるいは生産者の皆さんにも御納得いただけるかということで、農水省と今御相談をさせていただいている最中であります。

そういう中で、五月十六日のこの通知は、当然お茶でも計測された、そういう中で、まず当面どういう御対応をしていただくか。この特殊な加工、生産、流通、飲用形態の中でどういう対応をしていただくかとい

うことについては、安全な上にも安全を考えて、まずは皆さんに御協力をお願いをしたという段階であります。

ちなみに、私も今回の三月十一日のこの原子力発電所の事故が起きて以降、いろいろ文献を読んだり、あるいは情報を聞かせていただいたりしているんですが、お茶っ葉というのはチェルノブイリのときにも、チェルノブイリで放出された放射性物質が日本の茶葉でも検出されたというようなデータもあって、ひょっとすると他の農産物よりもそういう傾向の強いものかもしれないなということであります。いずれにいたしましても、農水省と今しっかり相談をさせていただいて、できるだけ早くきちっとした規制の体系をお示しをしなければならないと思っております。

○山田俊男君

もちろんできるだけ早く出してもらわなきゃいかぬわけでありますが、しかし、お茶の特性からして、今、副大臣がおっしゃっていただきましたように、荒茶でそのまま食べるみたいなことはないわけですね。余りないと、ほとんどないというふうに思うんです。それなのにもかかわらず、荒茶についてちゃんと検査してくださいよと。荒茶を検査すれば、それは通常であれば、規制値が五百ベクレルであれば、荒茶になったら三千になったり四千になったりしかねないわけですね。それで五百ベクレル以上ということになっちゃったら、通常の過程でいくと、生葉からはほとんど出ない、若干しかし出てますよと。ところが、濃縮して荒茶にしちゃった途端出ちゃいますと。出ちゃった途端に、これは一体何だということになっちゃうわけですね。

これは間違いなく流通を大混乱にしているし、そのことは、出たところはいいですよ、生葉で出たところは規制しますから、荒茶にもなりません。ところが、そうじゃなくて、僅かしか出ていないところ、それで、安全に生葉では流通できるにもかかわらず、しかし荒茶の世界へ持ってきたらもう身動きなりませんということになったとき、一体、もう大混乱ですよね。このことはちゃんと承知されて通知されたんですかね。これ、よく分からないんですよ。これ見ても、「なお、荒茶に加工する場合、生茶に比較して重量が五分の一程度になるので、留意すること。」と書いてあるんです。留意することと書いてあるんだけれども、暫定規制値は五百ベクレル、これが流通しないように対応することと書いてあるんです。だから、留意することと書いたって、留意は何をどんなふうに留意しろというんですかね。皆目見当付きませんね、この紙は。

○委員長（主濱了君）
　質問ですか。

○山田俊男君
　はい、質問です。

○副大臣（大塚耕平君）
　まず、先生に是非御理解いただきたいのは、混乱をどのように平穏な状態ないしは消費者の皆さんや生産者の皆さんに御納得いただけるような状態に近づけるかということであって、やはりこれだけの震災、そして事故が起きた現在、残念ながらいろんな意味で混乱状態にあるわけであります。しかし、食品については、農水大臣、厚労大臣の大変迅速な御判断によって、大変消費者や、とりわけ生産者の皆さんには御迷惑も掛けつつも、早い段階に国際的にも納得のいく暫定規制値を導入し、そのことに御協力をいただいた結果、混乱の中でも今それなりに皆さん落ち着いて御対応いただいているわけであります。
　そういう中で、これまでの食品や農産物とは大変異なる、繰り返しになりますが、異なる生産、加工、流通、飲用形態のものに対してどういうルールを導入したらいいかというのは、これは我が国にとって初めてのことであり、もっと言ってしまえば世界にとっても初めてのことであって、大変難しい判断を迫られているということであります。
　そういう中で、今先生が御引用されました通知でありますけれども、事務連絡でありますけれども、「荒茶に加工する場合、生茶に比較して重量が五分の一程度になるので、留意すること。」と、これは非常に分かりにくいことでありますが、これは圧縮をされているので、相当その中に濃縮された放射性物質の影響が出ていることを勘案していただきたいということであります。
　そのことを直裁に表現することがいいのか悪いのかということも勘案してこういう表現になりましたが、もうそれだけはっきり聞いてくださっているのでずばり申し上げると、その荒茶とか製茶で三千ベクレルとか四千ベクレルとかというものが流通をするということに果たして消費者の皆さんが御納得をいただけるかどうか、そして、生産者の皆さんに御迷惑を掛けないようにしっかり経済的補償をするということも含めて、総合的にこのお茶というものに対してどういう対応をするのが、ベストとは言えませんが、より合理的であるかということを現在悩んでおります。

○山田俊男君
　検査について連絡されたわけですね。ないしは、通知されたわけですね。ところが、県なり市町村によりましては、もうこんなことじゃ検査できないというふうにおっしゃっている県もあるやに聞こえてきておりますが、行政上はそういうことでもいいんですか。

○副大臣（大塚耕平君）
　その点も恐らく、お茶にかかわっておられる生産者、そしてあるいは、特に行政の皆さんがもう一つ今決断をされかねているということだと思います。どういうことかと申し上げますと、発災直後も、食品の規制を設けることについては生産者や自治体を中心に大変大きな迷いとそして反対がありました。しかし、繰り返し申し上げていたことは、残念ながら、我が国はこれから長い間放射性物質と向き合わなくてはいけない中で、きちっと検査をして、きちっとルールを守って出荷制限なりに御協力をいただくことが結果としてその産地の信頼を高めることになるので、大変申し訳ないけれども御協力をいただきたいということをずっと申し上げてきた結果、自治体や産地ごとに若干温度差はありますけれども、大変積極的に御協力いただいている先については随分、国内的には風評被害もある程度抑制しつつ、今の状態ができつつあります。
　そういう中で、お茶というものが五月の中旬に、まさかお茶からは出ないだろうということで計測をされたのかもしれませんが、計測をされた。しかし、先生がおっしゃるとおり、荒茶で検査をすると大変予期せぬ展開になるので検査をしたくないというお気持ちがそれぞれの行政側にもあることはよく分かりますが、そのことが産地や我が国のこれから数年先、十年先を考えたときに適切かどうかということについては大変難しい点であるというふうに思っております。

○山田俊男君
　私は、本当はこの事務連絡を委員の資料として提出してもよかったんですけれども、それじゃ余り、ちょっとみっともないかなと思って控えたぐらいなんです。大体、先ほど読みましたけど、なお書きで書いてあることは、それは副大臣、考えに考えて苦しんだ上での判断だというふうにおっしゃるかもしらぬけれど、留意することというのは、これだったら、荒茶は五百なんだけれども、ここはもう五分の一になるんだから、そこはもうバンと出たってこれはやむを得ない、そういうふうに言える。
　だから、もうそこはいいんだみたいなふうに読めちゃう。ましてや事

務連絡ですよ。こんな大事なことを事務連絡で出すんですか、厚生労働省は。それとも、今までも実はこういうことは事務連絡でやってきたということなんですか。それとも、この政権ないしは今の事態ですから、この問題についてだけ事務連絡なんですか。一体事務連絡というのは、それは副大臣御存じなかったら、厚生労働省の事務方がお見えになっているんならお聞きしてもいいんですが、こういう形の事務連絡というのが続いてきたんですか。

○副大臣（大塚耕平君）

自民党、公明党の皆様方が政権を運営していた時代と特にやり方は変えておりません。むしろ、その中身について、私どもとしてはよりその都度関与するように努力はしております。特段は変えておりません。

○山田俊男君

前の政権といいますか、自公政権からも厚生労働省は事務連絡でやってきたということなら、それはそれで、そのことも含めて厚生労働行政というのは一体何だったんだろうかということを徹底して考えなきゃいかぬですね。それじゃなかったら、こんな曖昧ことをやっていたんじゃ、本当に苦労するのは生産者であったり、それは現にそこで仕事をしている人ですよ。こういうことでは絶対に駄目だというふうに思いますから、どうぞ副大臣、早く答え出しましょうよ。

それは、荒茶についてはこうした事情なんだから、だって荒茶食べないでしょうということなんですから、口に入れないでしょうということなんですから、そういう立場で内容を明らかにした上で、生葉についてちゃんと基準値下回っているということであれば、そういう内容のものなんだと。さらにまた、当然、飲用茶について、きちっと判断した場合、飲用茶についても基準値以下であるということをはっきりさせた上で、それは流通させるということじゃないですか。是非その点の整理をしていただきたいと、こんなふうにお願いしておきます。

なお、このことと関連して、これは文部科学省に聞いておきたいんですが、神奈川県は県が出荷自粛したんです。だから、当然これは損害賠償されてしかるべきだというふうに思いますし、静岡県はいわゆる風評でこれは価格が下がったり流通が混乱したりしているわけであります。本日の損害賠償審査会の第二次指針にこれらお茶のことについてもちゃんと明記されるというふうに思っておりますが、それでいいんですね。

○政府参考人（田中敏君）

原子力損害賠償紛争審査会におきましても、第一次指針で取り扱わなかった損害、これをできる限り早く指針を示すということで検討を進めてございまして、まさに本日開催されておりました第六回原子力損害賠償審査会、現時点で指針として追加可能な整理をして、たった今終了したというふうに、をもって、第二次指針が決定されたというふうに聞いております。第二次指針では、第一次指針の対象外であるいわゆる風評被害につきまして、農林漁業及び観光業につきまして、現時点で本件事故との相当因果関係が認められる範囲ということを原子力損害として示してございます。

先生御指摘の神奈川、静岡のお茶につきましては、県による出荷自粛要請が出たもの、これは既に第一次指針の対象でございます。それ以外のものはまさに先生がおっしゃったような風評被害に当たるというふうに考えてございますけれども、本年四月末までの出荷制限指示等に関する風評被害を対象とした第二次指針の対象にはなってございません。この第二次指針の対象外となったものにつきましては、今後、同審査会において具体的な調査あるいは事故との関連性等々の調査検討を早急に進めまして、七月ごろに中間指針として取りまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田俊男君

それでは、四月末までの風評被害についてはやりましたけれども、それ以降のものについては四月中だと、四月、じゃなくて、今後、五月中ですか。

○政府参考人（田中敏君）

七月です。

○山田俊男君

七月ね。四月と七月とうまく聞き取れませんでして、七月中だということでありますから、これ、きちっと当然やってもらえるものというふうに思いますから、しっかりやってください。

ところで、もう一つ、これと、大変お茶と似た作物で葉たばこがあるわけであります。葉たばこは福島県におきましては大変重要な作物でありまして、原発事故後の県の対応として、当面は耕うん作業は行わない。耕うん作業は行わないというのは放射性物質が拡散することを控えるた

めに耕うんしないと言った。耕うんしないという通知の中で、耕うんしないでいたら結局は作期を逃しちゃった。だから、もう全面的に葉たばこは耕作しないと、耕作できないということでやめたわけであります。

これについては当然補償されてしかるべきというふうに考えますが、本日のこの第二次指針にきちっと明記されたんでしょうね。それをお聞きします。

○政府参考人（田中敏君）

先ほど御説明を申し上げました、たった今決定をいたしました第二次指針におきましては、具体的には幾つかのものが規定をされたわけでございますけれども、原子力損害として認められるものの中に作付け制限指示等による損害ということが入ってございまして、御指摘の作付け断念した福島のたばこにつきましては、第二次指針において、政府等による作付け制限指示等に係る損害として賠償すべき対象というふうになったというふうに聞いてございます。

○山田俊男君

ところで、そうすると、福島県以外の、宮城県も、隣県の栃木県も茨城県も千葉県も、これは葉たばこの有力な生産地であります。そうしますと、皆さん大変心配しているのは、お茶に出たんだから、場合によったら葉たばこにセシウムが出るんではないかという大変な心配をされているわけです。もちろん植物、違いますから、一体、お茶には出るけれど葉たばこには出ないということもあり得るのかもしれない。出ないことを祈るだけでありますけれど、しかし、もしも出たときは、一体どういう基準でこれを取り仕切るのか。

御案内のとおり、葉たばこは絶対食べませんよね、そのまま。乾燥します、お茶とよく似ている、凝縮するでしょう。そして、かつそれは加工して、加工というか、葉たばこをですね、食べませんから、それに火を付けて煙を吸うわけですね、それの味を味わうわけですね。一体、煙からセシウムを測りますかね。それとも、どの段階でこれを、やっぱりたばこ吸っちゃいかぬと出荷規制をすることになるんですか。このことについて、誰か、どこかで検討されていますか。今日は、関係の皆さんがみんなおいでになるわけでありますけれど、いかがですか、このことについて。

○副大臣（篠原孝君）

農林水産省の直接の所管ではないかと思いますけど、山田委員は非常に根源的な問題を提起していただいていると思います。暫定規制値、設けてありますけれども、暫定という名前のとおり、これきちんと食べ物なり今のたばこなりに、それ一々細かく暫定規制値なり規制値を設けていると大変なことになるわけです。どういうことかといいますと、加工と調理の段階で違ってくるわけです。

例えば、一番単純、ちょっと長くなって済みませんけれども、大事な問題ですので触れさせていただきますと、米、稲について、皆さん何も疑問を感ぜられずにおられるかと思いますけど、我々は玄米でもって規制しております。ですけれども、我々どういった食べ方をするかというと、もちろん玄米で食べられる方もおられると思いますけれども、大半は白米で食べておるわけです。ですから、食品の調理、加工の過程におきまして、放射性核種というのはどんどんどんどん減ったりしていくわけです。ですから、それをやり出したら切りがないわけです。ですから、私は一番いい検査の仕方というのは、一番最初の段階か一番最後、口に入る、どちらかしかないんだろうと思っています、先ほど大塚副大臣がいろいろ説明されておりましたけれども。

そして、基準はどうやって設けるかというと、体内被曝を抑えるという観点、この一事じゃないかと思います。どうも、議論を聞いておりますと、流通しているものを何でも五百ベクレルにしなくちゃいけないんだというようなことをちらっとうかがうことができたんですけれども、そうじゃなくて、最終目的は体内被曝を抑える、その観点に立ってルールを決めていくということで、今までになかったことですから、我々は虚心坦懐、ゼロからルールを決めていくという気持ちになって決めていくべきだろうと思います。

そういう点では、たばこについて決められておりませんので、これから検討して決めるべきだと思っております。

○山田俊男君

篠原副大臣、とにかくお茶の問題、それからさらに、これは極めて異質かもしれませんがたばこの問題、きちっとよく相談して、そして早く基準出してください。そうじゃないと、みんな不安でみんな混乱していますから。是非それをお願いします。さて、ＴＰＰのことについて触れておきたい。大臣、こうしてそろっていただいておりますのに大変申し訳ない、お聞きしますが、政策推進指針、何が書いてあるか分からぬ、

大体。それで、大きな被害を受けた農業者、漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮と、だからあとは総合的に検討するって書いてあるんです。一体、みんな並べて書いてあって、どっちにちゃんと重点を置いて、どういう整理をしたかなんというの全然分からない。大体、政策推進指針そのものが、誰かが書いた、まあ私が電車の中でメモ書きしたみたいような類いのメモでしかない、たかだか。あれだったら私も書けますよ。それを、総理もそろった内閣で決定したというんですから、驚きですね。だから、一体どこに重点を置いたか分からないから、多分、農業者、漁業者の心情って書いてあるところは鹿野大臣の思いかなと。それから、国際交渉の進捗というのは、これは誰ですかね、外務大臣ですかね。産業空洞化の懸念というのは、これ経済産業大臣ですかね。よく分からない、並べて書いてあるだけ。

こんなことだから、一体どんなことが起こっているかといったら、松本外務大臣は日経新聞社主催のアジアの未来というセミナーで、日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないと意味がないと、これは新聞報道ですが、そう書いてあるわけであります。だから、日経新聞は見出しは、早い時期に判断というふうに見出しを付けて、それだと、日経新聞の解説だと、ＡＰＥＣ首脳会議が開かれる十一月に交渉が節目を迎えることを念頭に、遅くても今秋までに交渉参加を決断したい意向をにじませた格好だというふうに報道しているわけであります。

一体、この松本大臣のこの態度、言葉の言いぶりは、これは指針から逸脱しているんじゃないんですか。それとも、そうじゃなくて、ちゃんと閣僚会合でこれを判断して、そういうことだと、早期判断だということで合意しておっしゃったことなんですか。これもう皆目見当付かないんです。まずもって、外務大臣、外務省からお聞きしたいと思います。

○大臣政務官（徳永久志君）

先生、今御指摘いただきましたように、五月十七日に閣議決定をされました政策推進指針に基づきまして、ＴＰＰ協定交渉参加の是非の判断の時期については総合的に検討するというのが政府の一貫した方針であります。御指摘の講演において松本外務大臣は、この交渉参加時期については総合的に検討することとなったと述べた上で、我が国を取り巻く国際的な環境が震災前から基本的に変わっておらず、ＴＰＰ協定交渉そのものが着々と進んでいることを踏まえると、日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないと意味がないという考えを述べたものであります。

○山田俊男君
　そうすると、並列でいろいろ書いてある部分の自分の都合のいい文言だけを参酌して､そして大臣がおっしゃったというしか見れないわけよ、どう考えたって。それで、これは日本経済新聞というのは大変心配な新聞なんですよ。五月の十一日にトン米国ＡＰＥＣ担当大使の発言を、こう書いてあります。ＴＰＰの枠組みができ上がった後に日本が参加するのは難しいとの認識を表明したという形で記事が書いてある。しかし、調べてみると、トン担当大使がこんなふうに発言されているとは到底思えない内容になっているわけ。外務省はこの事実を把握していますか。逆に言うと、もう日経新聞は自分の都合のいいようにこんなふうに、トン大使は早く入れというふうに言っているよと書いて、五月十一日ですよ、その後、外務大臣は五月のいつですか、この日に、もう日経新聞主催の会合でおっしゃっている。全くそこは話合っているわけですよ。そういう仕組まれ方を意識的にしているんじゃないですか。一体、トン大使の発言内容をちゃんと承知されていますか。

○大臣政務官（徳永久志君）
　今御指摘がございました五月十一日の日経新聞の記事につきましては、外務省においても調査を行い把握をしているところであります。これは、トング米国ＡＰＥＣ担当大使がワシントンのシンクタンクにおいて東日本大震災後の日本経済の復興について討議が行われた際、パネリストの一人として参加をして発言をしたものと承知をしております。その際に、ＴＰＰについては冒頭発言の中ではトング大使の方からは言及はありませんでしたが、質疑応答の中で場内から、もし日本が来年交渉に参加する場合、門戸はまだ開かれているのかとの質問があったのに対し、同大使より、仮定の問いにお答えをするのは常に危険が伴うものであり、自分からはＴＰＰ交渉は現在進行中であるとしか申し上げられない、我々は今年中に相当の前進を期待している、新規参加を希望するエコノミーには新規参加の手続について説明してきた、この困難な交渉への参加を求める決断については、それを望む可能性のある国々に門戸が開かれている、よって、この課題に立ち戻るのに適切な時期の判断はまさしく日本に委ねられていると述べた模様であります。

○山田俊男君
　そうですよ。日本が判断するという話なんですよ。だから、早く入れなんていうこと、一言もどこにも書いていない、おっしゃっていないん

ですよ。だから、ちょっと、非常に心配、非常に心配、みんな勝手に物をおっしゃっているから。

それで、あと、総理もサミットにお行きになって、そしてオバマ大統領とお会いになって、そして早期に判断するというふうにおっしゃっている。これも本当に一連の整理の上での話なのかどうか、それとも得意のパフォーマンスだったんじゃないかというふうに言えるんですけれど、平野副大臣、これ真相はどうなんですか。

○副大臣（平野達男君）

御案内のとおり、ＴＰＰにつきましては、元々は六月をめどに交渉の参加の是非について判断をするというのが政府の姿勢でございました。その後、震災が起きまして、もう未曽有の震災でございます。現段階においては復旧という、復旧復興という作業がございますが、復旧についても本格的な状況にまだ入っておりません。それから、御案内のとおり、福島の原発のプラントについてはまだ事故が進行中であります。まずは復旧復興に全力を尽くすというのが、これは私は政府の変わらぬ一貫した方針だというふうに思っております。その中でＴＰＰについても判断の時期についてはスケジュールを見直すということで、先ほど山田委員から御紹介のあった政策指針の閣議決定になったということです。

総理の発言でございますけれども、ＴＰＰにつきましては、そうはいっても十一月にひょっとしたらまとまるかもしれないということで、九か国で今鋭意作業を進めてございます。いつまでもその判断時期を延ばしていいわけではないという趣旨で発言されたというふうに理解しておりまして、ＴＰＰ協定交渉参加の判断時期については総合的に検討するとしたこの政策推進の指針ということについては何ら変わっていないというふうに理解しております。

○委員長（主濱了君）

時間が来ておりますので、おまとめください。

○山田俊男君

はい、まとめます。ＥＵとの間のＥＰＡ交渉についても、これは事前協議を進めるということでありますので、私はこれ大賛成。だから、あとは、松下副大臣、非関税障壁について焦点になるんです。だから、非関税障壁についてきちっと経済産業省は前へ出て、そしてまとめていかなきゃいかぬのですよ。農産物について、農業について悪口だけ言って

いるような話で、進まない進まないって攻撃しているんじゃ駄目なんで、今まさに経済産業省がそのことを求められているということでありますので、それをしっかりやってもらわなきゃいかぬというふうに思います。

それから、農水大臣、ずっと座っておいていただいて、農水大臣に質疑することをいっぱい用意していたんですが、もう駄目でありますが、ただ、農水大臣、農水省はちゃんと宮城県のあの大津波の被害の地域におきまして、クリスマスにイチゴを売ろう、出荷しようという動きについてしっかりした、農水省、体制をおつくりになって、常駐の、二人の常駐体制もつくってモデル的な復興をそこで図るんだという取決めをされているということでありますので、その姿勢でやはり復興地に元気を出してもらいたいというふうに思いますし、今日は大臣お一人でありますけれど、ともかくお茶の問題も、たばこの問題も、それからＴＰＰの問題も、それからＥＰＡの問題も、もう大臣、中心になってやっていただきたい。期待していますから、しっかりお願いします。発言はいただく時間がありませんので、終わります。ありがとうございました。